

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 199 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正

2020年3月6日に金融庁から、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正（以下、「本改正」とする。）が公表されました。

本改正は、企業会計審議会における議論等を踏まえ、IFRS任意適用の拡大促進の観点から、指定国際会計基準を適用する企業の開示負担の軽減等を図るため、企業内容等の開示に関する内閣府令について所要の改正を行うものです。

【改正の概要】

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章および第八章を除く。）により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載することが求められています。本改正により、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した事業年度の翌事業年度以降の上記の差異に関する事項を廃止することとされました。

【適用時期】

本改正は、公布の日から施行され、改正後の規定は2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用されます。